

## 【事案 22-57】 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 4 月 27 日 裁定打ち切り

### <事案の概要>

募集人から、変額個人年金等の 3 つの保険に加入させられたが、説明もほとんどないなど不適切な募集行為があったとして、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

### <申立人の主張>

当時、息子の嫁だった募集人から強要され、平成 18 年 9 月に変額個人年金保険に、平成 19 年 1 月に変額保険に、それぞれ仕方なく加入させられたが、ノルマを優先した、以下のような不適切な募集行為があったので、契約を無効として、既払込保険料を返還して欲しい。

- (1)変額個人年金保険については、募集人に変額保険販売資格がなく、泣き・脅しにより契約させられた。募集人自身、保険商品の内容を理解できておらず、説明が不十分であった。
- (2)他社の学資保険をかけていたのに、強固に迫られ契約させられた。

### <保険会社の主張>

本件は、契約者一族の家族問題を発端としたものであり、下記のとおり、募集者に不適切な募集行為や説明義務違反はなく、申立人の請求には応じられない。

- (1)募集人に対して事実確認を行ったところ、募集人から「商品説明、約款交付も行っており、無説明で契約を行う必要もなく、どうしてそのように言われるのか分からない」等報告を得ている。
- (2)募集人は変額保険販売資格者登録を平成 18 年 8 月に行っており、契約を締結するうえで必要な資格がなかった事実は認められない。

### <裁定の概要>

申立人の主張の法律的根拠は判然としないが、裁定審査会では、申立人は、強迫による取消し（民法 96 条 1 項）を主張するものと解し、申立人および相手方会社から提出された書面等の内容に基づき審理した。

審理の結果、下記理由により、本件の適正な解決は、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会がよくなし得るところではなく、裁判所の訴訟手続きにおいてなされるべきであるとの結論に到達し、生命保険相談所規程第 38 条 1 項(4)により、裁定手続を打ち切ることにした。

- (1)本件では、募集人に対する事情聴取と、変額保険の主募集者に対する事情聴取は不可欠であり、また別件(事案 22-56)の申立人が主張する「証言者」(募集人の元同僚とのこと)なる人物からの事情聴取も必要となると予想される。
- (2)本件のように、多岐にわたって事実関係の対立が顕著な事案においては、まず慎重な事実認定が要請され、それは、宣誓のうえ、当事者については過料の制裁（民訴法 209 条）、証人（募集人と「証言者」はこれに当たる）については、刑事罰（刑法 169 条の偽証罪）の制裁を背景とした裁判所の手続き（訴訟）においてこそ実現が可能である。

(3)また、多岐にわたって事実関係の対立が顕著な事案においては、事情聴取の際に、相手方当事者の反対尋問権が保障されるべきである。相手方当事者の反対尋問を経てこそ、当事者及び証人の供述の信用性を確認することができるが、裁判外紛争解決機関である当裁定審査会にはそのような手続きはない。